

「労務費の基準」に関する検討状況について

I. 総論

II. 基準の作成について

III. 基準の実効性確保について

Ⅲ-1. 契約段階における実効性確保

Ⅲ-2. 労務費・賃金の支払いの実効性確保

Ⅲ-3. 公共工事における実効性確保

Ⅲ-4. その他

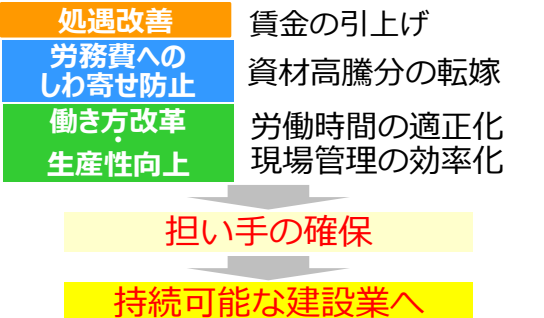
I . 総論

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



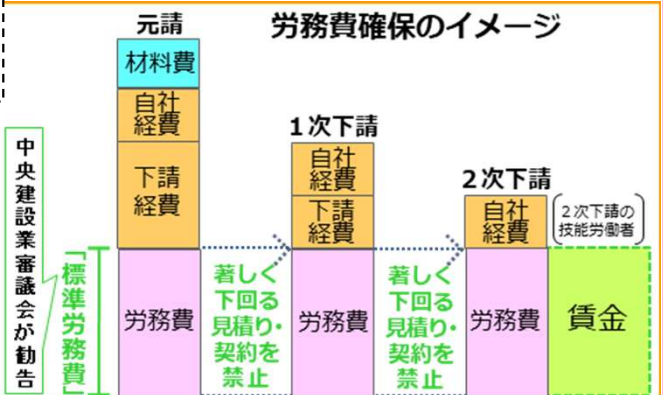
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：昨年施行済
それ以外：本年中に施行

昨年施行により中建審に作成権限が付与され、現在基準を作成中

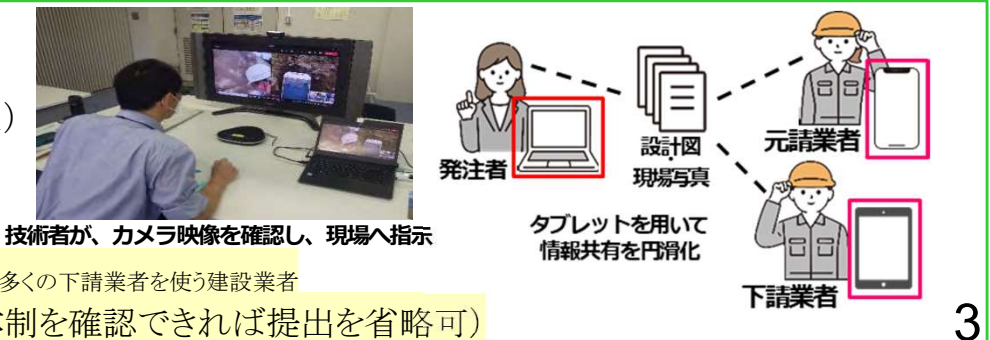


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

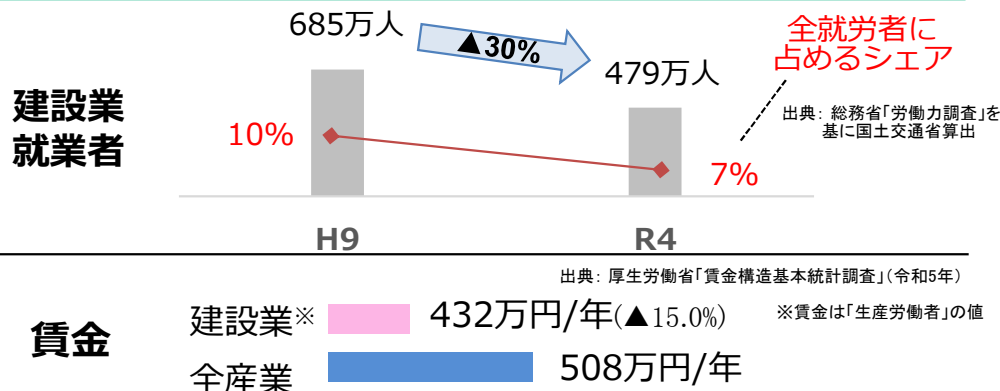
3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



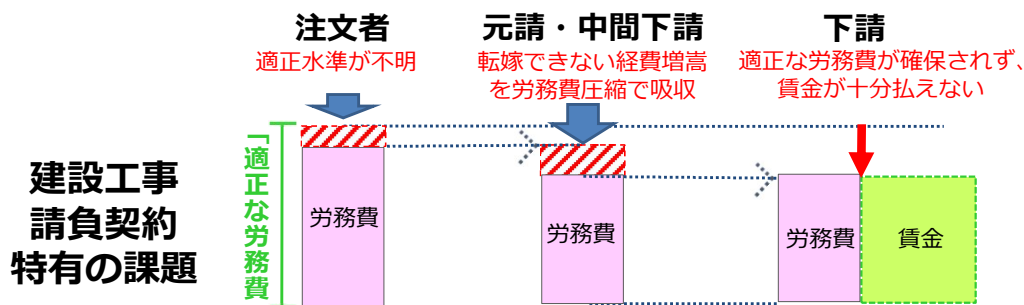
建設業法改正による新たなルールを導入(本年12月までに施行)

技能労働者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続く、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、過度な重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。**
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルール**が必要。

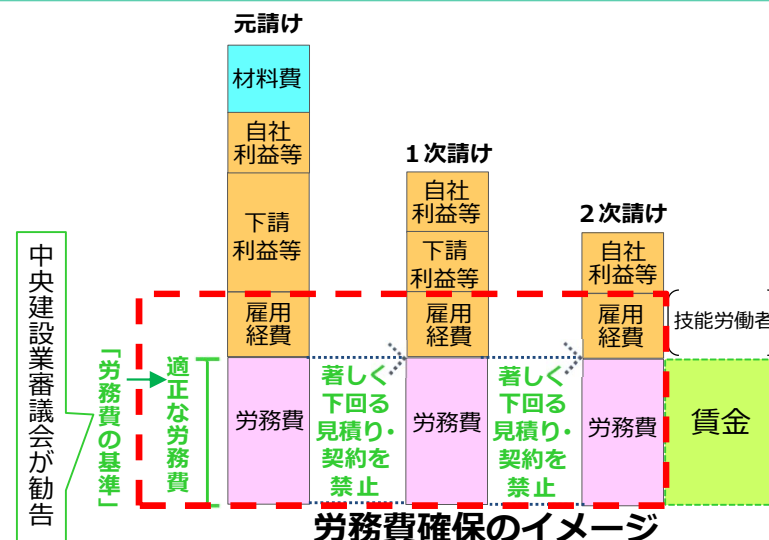
(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- **適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る。**
- このため、中央建設業審議会が**「適正な労務費の基準」**を作成(同法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象とする。

- ✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導(同法40条の4・同法41条)、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施(同法31条)等により、**改正法の実効性を確保。**



改正後の建設業法(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

2 **建設業者は、**その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3・4 (略)

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会は、**第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する**基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は、**建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費**の内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は、**当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3～5 (略)

6 建設工事の**注文者は、**第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し、**その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が、**同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

労務費に関する基準の作成に関するWGの設置

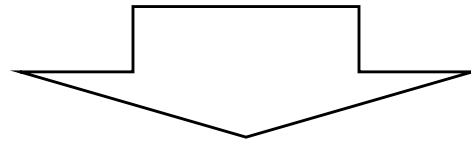
- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会 中間とりまとめ
(令和5年9月19日)(一部抜粋)

(1) 標準労務費の勧告

請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、～(略)～ 廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いるため、適正な工事实施のために計上されるべき労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定し、これを「標準労務費」として、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関である中央建設業審議会から勧告すべきである。

(留意点)

標準的な労務歩掛等の設定に当たっては、～(略)～行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討を進めていくことが必要である。



標準労務費の作成のため、法案成立後に中央建設業審議会にWGを設置し、検討を行っていくこととしたい。

※国会提出中の建設業法の一部改正を含む法律案においては、
中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告できることとしているが
この規定は公布後3ヶ月以内に施行することとしている。

- 第三次・担い手3法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）
大森 有理（弁護士）
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）
楠 茂樹（筑波大学人文社会系教授）
佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）
岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

佐々木 隆一（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）
三宅 雅崇（東京都財務局技術管理担当部長）
渡辺 直（松戸市建設部長）
渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・
令和7年6月3日現在

主な論点

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 契約段階における実効性確保
- ・ 労務費・賃金の支払いの実効性確保
- ・ 公共発注者による実効性確保

スケジュール

令和6年9月10日	第1回WG開催【済】
11月6日	第2回WG開催【済】
12月26日	第3回WG開催【済】
令和7年2月26日	第4回WG開催【済】
3月5日	第5回WG開催【済】
3月26日	第6回WG開催【済】
5月8日	第7回WG開催【済】
6月3日	第8回WG開催【済】

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】①

令和6年9月10日
第1回労務費の基準WG
にて概ね合意

(1) 「労務費の基準」の目的

- 適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。
- 具体的には、
 - ・契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

（３）「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1 t、1 m³作業あたりいくら）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残すこととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。

Ⅱ. 基準の作成について

労務費の基準の作成に向けた方針

令和6年11月6日 第2回労務費の基準WGにて概ね合意された暫定方針

(1)「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う**。

(2)「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

(3)「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、引き続き検討を行う。

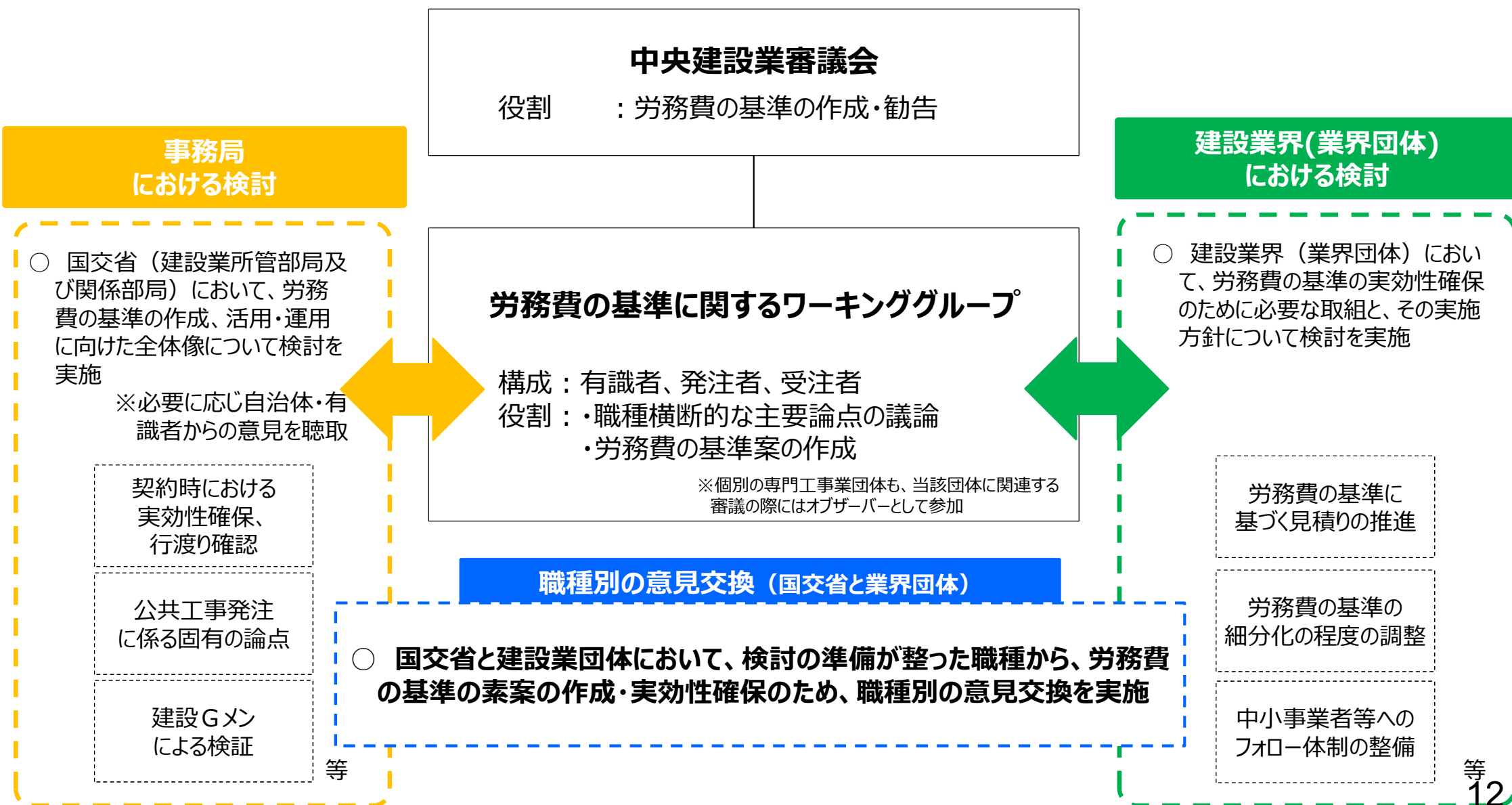
現在WGで議論中の事項

上記の他、下記の事項等についてWGにおいて検討中。

- ・歩掛について、国交省直轄工事で用いられていないものでも、公的主体等により別途定められている適切なものがあれば、併せて活用すること
- ・一部の職種について、公的な歩掛等の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難など、やむを得ない場合、労務費の基準を、具体的な数値ではなく「適切な職種の設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正に見積もった歩掛」などと定性的に示すこと
- ・技能者の処遇改善を図り能力に見合った適正な賃金を労働者に担保する観点で、実効性確保策に加えて、基準の作成に当たって配慮すべきことがあるか 等

労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。



職種別意見交換の実施状況

- 型枠、鉄筋、住宅分野で第2回まで、左官、電工、塗装、とび、内装、空調衛生、土工、板金・屋根ふき、解体、鉄骨、トンネル、防水、潜かん、さく岩、切断穿孔で第1回の職種別意見交換を実施し、労務費の基準の示し方や示すに当たっての留意点、実効性の確保について議論
- 今後、意見交換の意見を踏まえた労務費の基準(素案)や実効性の確保について引き続き議論を行うとともに、未開催の石工・ブロック、タイル・サッシ・建具・ガラス、警備、造園等も順次実施予定

(※職種順は開催順、職種別団体名は五十音順)

<各職種別意見交換の構成員>

共通	日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会		
型枠	日本型枠工事業協会	土工	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会
鉄筋	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会		
住宅	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	板金・屋根ふき	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、日本建築板金協会
左官	日本左官業組合連合会	解体	全国解体工事業団体連合会
電工	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、日本電設工業協会	鉄骨	鉄骨建設業協会
塗装	日本塗装工業会	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
とび	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	防水	全国防水工事業協会
内装	全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会	潜かん	全国圧気技術協会
空調衛生	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	さく岩	日本発破・破碎協会
		切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合

【別紙】「労務費の基準」の示し方(案) ※原則パターン

対象工事				
工事の種類		●●工事		
標準的な規格・仕様		□□□		
条件	××の種類	×××		
	△△の種類	△△△		
労務費の基準(例)		1,754.00 (円/m ²)(例)		
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m ²)	設計労務単価	歩掛× 設計労務単価
		人日当り歩掛(m ² /人・日)	(円/人・日)	(円/m ²)
	●●工	0.05	30,000	1,500.00
		20.00		
	■●作業員	0.01	25,400	254.00
		100.00		
合計				1,754.00

「労務費の基準」の前提となる標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠（内訳）

(参考) 人日当り歩掛
※施工単位当り歩掛の逆数

設計労務単価※1：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（@東京）による

※1 一般的な適用条件は、「一般事項」による。

歩掛：当該歩掛の作業内容及び設定条件は、下記による

【標準的な規格・仕様の作業内容】

□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業 等

【標準的な規格・仕様の設定条件】

構造等の施工条件 等

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある

職種全体に共通する留意事項

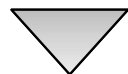
算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

Ⅲ. 基準の実効性確保について

技能者の処遇改善を図ることが「労務費の基準」の目的であり、この点は、公共工事・民間工事に共通。

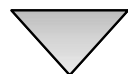
技能者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業の担い手を中長期的に確保するため、技能や厳しい労働環境に見合った賃金への引上げ等の**処遇改善が必要**。
- 一方で、建設工事の請負契約において、労務費は相場が分かりづらく材料費よりも削減が容易であること、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利になること等により、**技能者の賃金がしわ寄せを受けやすい**。



目指す姿

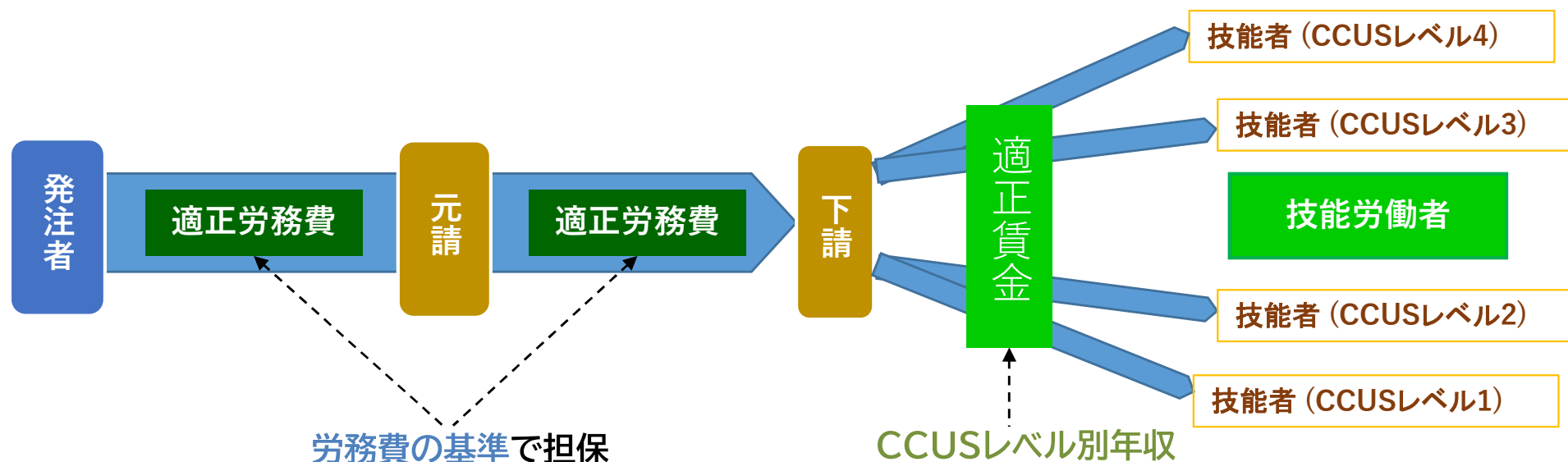
- **技能者の処遇**を全体として**改善**するとともに、個々の技能者について**経験・技能に応じた処遇**がなされるよう、CCUSレベルに応じた適正な賃金が支払われることを目指す。
- その際、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにするとともに、賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う**健全な競争環境**を実現する。



「労務費の基準」の実効性確保のための方向性

- 「労務費の基準」制度の導入により、もらったら払う(上流から下流へ価格が決まる)のではなく、**適正水準を積み上げる(下流から上流へ価格が決まる)形**にしていく。
- そのために、**入口での対策**(契約段階における実効性確保)と、**出口での対策**(労務費・賃金の支払いの実効性確保)の両面で、「労務費の基準」の実効性を確保していく。
- その際、公共発注者には技能者への賃金支払いの確保について一定の役割があることなど、**公共工事の特性を踏まえた対策**を上乗せ的に講じる。

「労務費の基準」制度により、公共工事・民間工事を問わず、適正な労務費(賃金の原資)が確保され、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が確保されるようにする。



- ・ 技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- ・ 賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う健全な競争環境を実現する

実効性を確保

入口での対策
(契約段階における実効性確保)

出口での対策
(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

公共工事における上乗せ対策
(公共発注者による実効性確保)

「入口」「出口」について中長期的に目指すべき将来像

中長期的に目指すべき将来像

<入口での対策(入札契約段階での実効性確保)>

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

公共工事

- 入札参加者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書を提出。
- 公共発注者は、労務費についてダンピングされていないかを確認。

⇒これらの実現により、発注者から下請までの各契約段階で、適正水準の労務費を確保。

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。

公共工事

- 賃金確認方法は、国直轄工事で試行後、他の発注者に対しても取組の普及を促進する。
- 公共発注者は、適正な賃金を支払う事業者を選定するため、証明書を踏まえ適切な事業者を選定する。

⇒処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

講じる実効性確保策の項目

- 見積における労務費・必要経費の明示の促進
- 自主宣言制度による事業者の見える化
- 国(建設Gメン)による調査
- 労務費ダンピング調査の実施
- 内訳書の作成と合理的確認手法の確立
- 国・都道府県(許可行政庁)による調査
- 契約当事者によるコミットメントの活用
- 技能者からの情報提供制度の構築
- 国による悪質事業者の公表
- 処遇優良事業者証の活用【前向きに議論を進める前提で引き続き検討】
- 賃金・労働時間の確認
- 契約当事者によるコミットメントの活用

Ⅲ-1. 基準の実効性確保について (契約段階における実効性確保)

①労務費の基準の「運用方針」

- ◆改正後の建設業法第20条では、受注者に対して、労務費等の内訳を記載した見積書を作成するよう努力義務を課すとともに、注文者に対して、見積書の内容を考慮するよう努力義務を課している。
- ◆見積書の作成にあたっては、「労務費の基準」を活用して適正な労務費を見積もることが必要。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

方針

- 改正法の施行に当たり、労務費の基準に基づく新たなルールの運用方針について、国がガイドラインで定める。
- 運用方針として記載を検討している事項は以下のとおり。
 - ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針 1 ～ 7)
 - ② 見積書の作成に係る受注者の対応 (方針 8 ～ 13)
 - ③ 見積書の作成に係る注文者の対応 (方針 14 ～ 20)

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

法定福利費

(事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

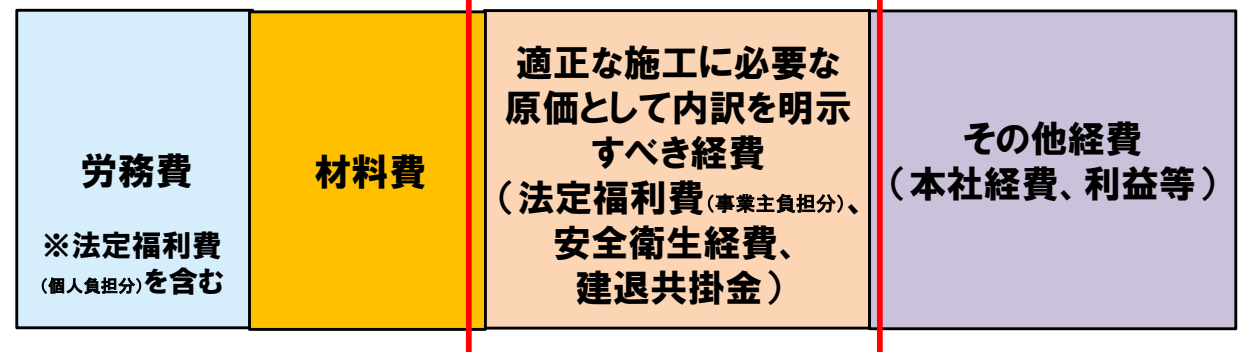
- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

方針

- これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）を、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき必要経費として見積書における内訳明示の対象とする
※右図赤枠部分

<工事価格の構成イメージ>



③雇用に伴う必要経費の取扱い

方針

- 「労務費の基準」を示す際には、**公共工事設計労務単価の公表時と同様に、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することとする。**（参考値は公共工事設計労務単価と合わせる。）
 - ただし、
 - *「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという前提において、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること、
 - *実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）
 - *見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
 - *参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと、
- といった点に**留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要**である。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」公表時資料(抜粋)

- 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600	-	29,100	27,600	29,600	30,000	29,000	31,100	25,900	21,500	39,700	49,300	35,400	45,700	33,700
		(35,600)	(29,400)	(26,600)	(33,600)	(44,700)	(40,200)	-	(40,900)	(38,800)	(41,600)	(42,200)	(40,800)	(43,700)	(36,400)	(30,200)	(55,800)	(69,300)	(49,800)	(64,300)	(47,400)

④労務費等を内訳明示した見積書の普及・促進に向けて

◆労務費の基準に沿った適正な水準の労務費の確保を進めるため、労務費・必要経費を内訳明示した見積書の作成を普及・促進する必要。

方針

【元請－下請間、下請－下請間の見積り】

○中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成できるよう、

- ・**各専門工事業団体は**、各業種の特性に対応した「**標準見積書**」を見直し・作成
- ・**国は、「見積書（標準見積書）」の作成手順及び様式例を作成（※）**

（※）①専門工事業団体による「標準見積書」の作成、②下請個社による「見積書」の作成の双方に活用できる作成手順と様式例を国が提示。
この際、様式例は詳細版・簡易版の2パターンを電子媒体で提供

【発注者－元請間の見積り】

○元請業者が見積書の作成に当たって遵守すべき事項について、**国は、元請向けに「発注者・元請間の見積書の作成に当たってのガイドライン」を作成**

- ・労務費、必要経費を含む適正な見積の作成を普及・促進させるには、発注者、元請、下請とサプライチェーン全体で、相互にとって、見積作成・交渉がしやすい形とする必要。
- ・このため、発注者、元請団体、専門工事業団体、一人親方関係、国土交通省からなる、**実務関係者が一堂に会する見積書の検討の枠組み**を設け、「（標準）見積書の作成手順・様式例」や「見積書の作成ガイドライン」等について議論。
- ・また、「標準見積書」の作成や見積書の利活用の促進に向けて、国の**モデル事業**を専門工事業団体、一人親方関係団体などと連携・協力して実施。

関係者による検討の枠組み



⑤自主宣言制度による事業者の見える化

- ◆建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上は不利になるおそれもある。
- ◆技能者を大切にせる企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることが必要。また、今般の担い手3法の改正を契機に、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要。

方針

○各主体は、建設産業の担い手確保のため、以下の取組を行う旨を宣言。

【元請・下請】

- ・労務費の基準を活用して、労務費等を内訳明示した見積書を作成すること
- ・下請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと（CCUSレベル別年収を支払うこと等）
- ・国が技能者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること
- ・CCUSを活用すること（就業履歴蓄積に必要な環境整備に取り組むこと／詳細型の技能者登録を行うこと） 等

【発注者】

- ・元請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること 等

○宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、表彰での加点、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討。

- 適正な水準の労務費が、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることが重要。
- 中央建設業審議会が作成・勧告する「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を禁止（建設業法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。
- そのため建設Gメンは、個々の請負契約における労務費の額等を調査（同法40条の4）し、改善指導（同法41条）等を行うが、どのように調査し取引の適正化を図っていくべきか、整理する必要がある。

【何を調査するか】

- 見積り時と契約時の労務費の額を把握する必要があることから
 - ① 労務費の価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」（当初見積書）
 - ② 交渉の結果、契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」（最終見積書）
 について、労務費の額とともに、これらの積算根拠として当該労務費に係る施工数量・人工数・適用労務単価を調査する。
- また、当初見積書に記載された労務費の額と最終見積書に記載された労務費の額の間で減額があり、その原因を明らかにする必要があるときは、その原因について注文者・受注者にヒアリング調査する。

※ ダンピング受注を繰り返す業者を把握した場合など技能者の適正な処遇確保の努力義務が疑われるときには、賃金の行き渡りを調査
今後、労働基準監督署との連携を検討

注文者

- ◆ 受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 **<R6改正>**

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

受注者

- ◆ 「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務
- 工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書
- ◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 **<R6改正>**

⑥建設Gメンによる契約時のルールに反する行為の検証

【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、
 - ① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
 - ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
 - (1) 機械導入等の生産性向上(歩掛(必要人工)の減少)によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
 - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

検証イメージ

X工事の当初見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	35 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

X工事の最終見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	15 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	1.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

【設例】

- A職種の「労務費の基準」が8万円/トン、「公共工事設計労務単価」が4万円/人日、労務費の基準が想定する「標準的な歩掛り」が2人日である場合。
- A職種の技能者が施工するX工事において、当初見積書における労務費の額を35万円、施工数量5トン、人工数を10人日とし、最終見積書の労務費の額を15万円、施工数量と人工数は当初見積書と同じとする。

【Gメンによる検証イメージ】

- 当初見積書の検証
 - ✓ 施工数量「5トン」に、「労務費の基準」である「8万円/トン」を乗じる。
 - ✓ 上記により算出して得た40万円と、当初見積書の労務費の見積額「35万円」を比較し検証。当初見積書の労務費の額が、「労務費の基準」から算出する額を著しく下回るときは、見積りを行った受注者を指導等する。
 - ✓ その際、見積額が基準を下回る原因が労務単価の減少にあるのか、歩掛（2人日）・1人日当たり作業量（0.5トン）にあるのかについて、A職種の公共工事設計労務単価及びA職種の「労務費の基準」が想定する歩掛と比較し検証する。
- 最終見積書の検証
 - ✓ 算出した40万円と、最終見積書の労務費の見積額「15万円」を比較し検証。労務費の額は当初見積書から最終見積書の間で減額されているため、減額の理由が不明な点についてはヒアリングにより把握。設例の場合、労務単価を公共工事設計労務単価比で著しく切り下げるものであり、ヒアリングで注文者の変更依頼によることが確認されれば、「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼として、注文者を指導等する。

Ⅲ-2. 基準の実効性確保について

(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

① コミットメント制度の導入

- 受注者に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント」とする)を標準請負契約約款に導入することで、個々の取引について契約当事者間での適正な賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。

概要

<条文イメージ(公共/民間(甲・乙))> ※あくまでイメージであり、具体的な案文は今後さらに検討

(適正な労務費の支払)

*コミットメントの導入を選択した場合

第●条の二 発注者は、労務費の基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその技能者に支払うものとし、発注者から求めがあったときは、当該支払を行ったことを誓約する書面を提出すること。
- 二 労務費の基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する下請負人に支払うものとし、当該支払を行ったことを証する書面について、発注者から開示の請求があったときは、これを開示すること。
- 三 直接下請契約を締結する下請負人との間で、当該下請負人が適正な賃金をその技能者に支払うとともに、当該下請負人が労務費の基準を踏まえた適正な労務費を更にその下請負人に支払うことを約する契約を締結するものとし、当該契約を締結したことを証する書面その他の記録について発注者から開示の請求があったときは、これを開示すること。

[注]第●条の二は使用しない場合は削除する。



方針

- 標準労務費制度の施行にあわせて、標準請負契約約款(公共、民間(甲/乙)、下請)を改正し、コミットメントを選択的条項として追加する。
- 技能者への賃金支払に係る注文者への情報開示に当たっては、賃金台帳ではなく、誓約書を提出することとする。
- 下請への労務費支払いに係る注文者への情報開示に当たっては、下請との契約書の写しを提出することとする。

(注)公共工事において、コミットメント制度を実施する場合も契約書の締結や誓約書の提出が必要となるが、公共工事では、入札段階で労務費等を記載した入札金額の内訳書を求めているため、コミットメント制度における「適正な労務費」を、内訳書記載の労務費の額とすることも可能。

② デジタルを活用した技能者からの情報提供制度の構築

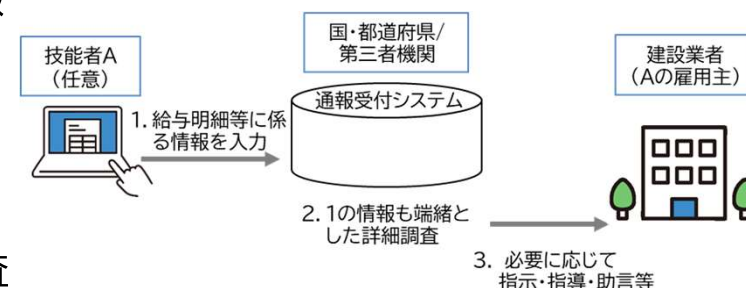
- 標準労務費をもとに適正水準で支払われた労務費が、賃金原資として適正に活用されていることを効果的かつ合理的に確認するにあたっては、実際に賃金を受け取る技能者からの情報が有力な確認ツールの一つとなる。
- 現行、最低賃金未満の支払や賃金不払残業といった明確な法令違反については、厚生労働省にて労働者からの相談・情報提供を受け付け必要な調査等を実施しているものの、違法事案でない限り、処遇に対する不満等に対応する公的な窓口は見当たらない。
- 建設業については、今般の改正法において労働者の処遇確保を事業者の努力義務として位置づける、他の業法にはほぼ見当たらない規定を盛り込み、処遇改善に向けて官民挙げて取り組んでいるところ。その取組の実効性を高めるとともに、建設業の取引適正化を一層進めるためには、(法令違反に限らず)能力等に見合った適正な水準に達していないなどの処遇に係る相談や情報提供を受け付ける体制を整備することで、より現場に則した実態を把握し、それらの情報も端緒情報として活用しつつ、必要に応じて雇用主となる建設業者の取引適正化に向けた指導等を行うことが有効と考えられる。

概要

1. 希望する技能者が、給与明細等に記載された情報についてシステム入力により通報

【入力項目】

- A) 給与明細(所得税法第231条に基づき交付される支払明細書)に記載された給与等(同法第28条;俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与)
- B) 労働日数・労働時間(自己申告)
- C) 勤務経験(CCUS又は自己申告)



2. 通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査

3. 法令違反が疑われる場合等に、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施

方針

<令和8年度中>

- 国が中心となり、システムの設計・構築を実施。
- 関係省庁との連携のあり方について結論を得る。

<令和9年度中>

- 持続可能な取組とするための、国等と第三者機関との役割分担について結論を得る。
- システムの試行運用を開始。
- (第三者機関による管理を行う場合)システムを移管。

③ 事業者の見える化(国による事業者の公表制度)

- 「技能者を大切にする企業」の自主宣言制度(資料Ⅲ-1 p24)を進める一方、労務費や賃金の支払において悪質な態様が認められる事業者も見える化することで、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが必要。

方針

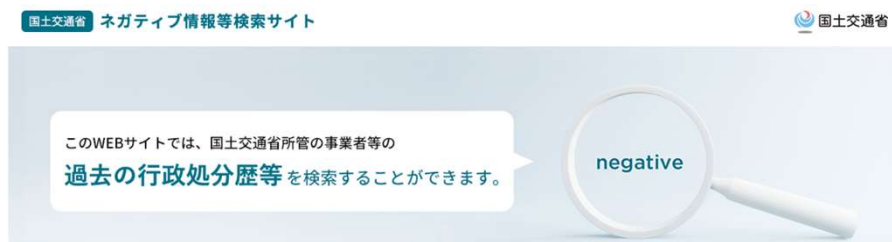
<令和7年度中>

- 悪質事業者の具体的な社名等の公表に係る法律上の根拠規定や公表基準について、国において考え方を整理。

<令和8年度以降>

- 労務費や賃金の支払において、国の調査により悪質な態様が認められた事業者について、国交省HP等で公表開始。

(公表イメージ)



建設工事 (公共事業を含む)



(参考:価格交渉促進月間とフォローアップ調査の実施・結果公表(中企庁))

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施
- 各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめ、公表

④ 処遇優良事業者証の活用

継続検討事項
⇒R9年度中に一定の結論

概要

1. 希望する建設業者が、直雇用する技能者への賃金支払い状況についてシステム入力

【入力項目】

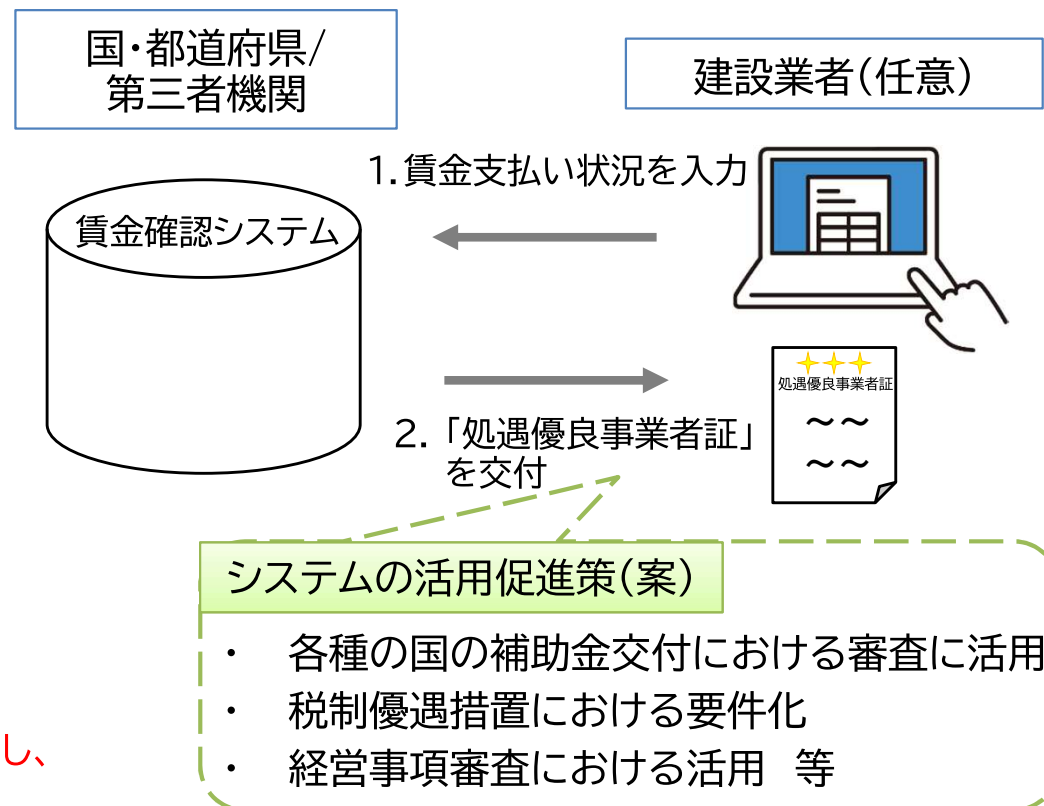
- A) 雇用者が、直雇用する全ての技能者に対し支払った年間の賃金の総額(合計金額)
- B) 賃金計算期間における、対象労働者の労働時間の合計(総労働時間)
- C) A及びBのバックデータとなる賃金台帳・作業日報(個人情報該当部分は、システム上で自動的に匿名化)

2. 入力された賃金が一定水準を上回っている場合に、建設業者に「処遇優良事業者証」を交付



優良な事業者の「見える化」を通じ、注文者や就業者から選択される環境を構築

※ 今後、モデル的取組を国交省直轄工事等において試行的に実施し、その運用状況を踏まえ、詳細な運用方法について検討



実現に向けて特に留意すべき事項

- ✓ 公共工事における「賃金支払の確認に係るIT活用」のトライアル運用とそれを踏まえたシステム構築状況等を踏まえ、民間工事に従事する建設業者が活用可能な簡易システムのあり方を検討することが必要。
- ✓ 請負金額の上昇につながることをしないよう、システムの構築・運用管理等に係るコストの低廉化について留意が必要。
- ✓ 処遇優良事業者証を交付する一定水準の段階的な設定の要否について検討が必要。(最終的には、目標値としてのCCUSレベル別年収)
- ✓ システムの活用を促進する方策について検討が必要。

実現に向けた当面の方針

- 持続可能な取組とするための、国等と第三者機関との役割分担及びコスト負担のあり方について、令和9年度中を目途に一定の結論を得る。

Ⅲ-3. 基準の実効性確保について (公共工事における実効性確保)

公共工事における実効性の確保(入口)

- ◆公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費について、賃金として技能者まで支払われているか、公共発注者としても一定の役割を求められている。
- ◆実効性の確保策(入口)として、発注者による入札金額内訳書の記載内容の確認、労務費等の適正性を確認するための調査実施が必要。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第四十九号)

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

発注関係事務の運用に関する指針(令和七年二月三日改正)

1-3 工事施工段階

(工事中の施工状況の確認等)

(中略)

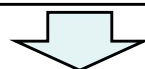
また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

方針

- 現行のダンピング対策(低入札価格調査等)を強化する目的として落札候補者に対して「労務費ダンピング調査(仮称)」を実施する。
- 新たな入札金額の内訳書の雛形や、具体的な調査方法・運用上の詳細については「公共発注者向けガイドライン等」を作成し提供する。
- 労務費ダンピング調査(仮称)によって、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合はGメンに通報する。

※自治体担当職員のマンパワーが限られているため、発注者への過度な負担がないような制度設計とする

その他の方針として、適正な予定価格の設定において合理的な理由のない予定価格の減額(歩切)の廃止や、地方自治体における独自歩掛の作成に関して調査(独自歩掛設定の有無や作成手順等)し、好事例につき事例集を展開する。



○ダンピング的な応札が減少し、適正な入札が実現するとともに、中長期的には落札率上昇が見込まれる。 33

公共工事における実効性の確保(出口)

- ◆実効性確保のためには、公共発注者は適正な賃金(一定水準※)の支払いを確認することが重要である。
- ◆そのため、公共工事では「規制的アプローチ」と「誘導的アプローチ」の2つの手法で、実効性確保策(出口)を実施する。

※例えば、最低賃金や特定最低賃金、公共工事設計労務単価相当の賃金、CCUSレベル別年収の水準など

方針

◆賃金の支払いの確認手法

- 賃金確認方法は、国直轄工事にて試行後、他の公共発注者に対しても取組の普及を促進し、優良事業者を育成(不良不適格業者の排除)を目指す。

以下に記載する規制的アプローチと誘導的アプローチを硬軟織り交ぜながら、できる施策から速やかに実行に移し実績を積み上げていく。

◆規制的アプローチ(⇒基準値)

＜適正な賃金(一定水準の賃金)の確認＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に対して支払う賃金が一定水準以上であるかを確認する。
- 「適正な賃金」の設定は、我が国において、最低賃金法が運用されている中で新たな基準を設けることになるため慎重に検証する必要はあるが、例えば、特定最低賃金の設定を目指す労使間にパートナーシップの醸成を促すことも重要である。

◆誘導的アプローチ(⇒目標値)

＜適正な賃金の確認＞

- 公共発注者は、公共工事設計労務単価を踏まえた一定水準の賃金が支払われているかを確認する。

＜証明書の発行＞

- 公共発注者は、建設技能労働者に支払う「適正な賃金」の確認ができた場合、優良事業者に対して証明証を発行する。具体的な仕組みは、引き続きの検討とするが、建設業行政で構築するシステムとの連携を視野に入れる。
- 上記同様、「適正な賃金」の確認ができた場合、次回以降の入札・契約段階や工事完了段階における優遇措置(インセンティブ付与)について検証する。

Ⅲ-4. 基準の実効性確保について (その他)

建設技能者に係る「適正な賃金」の水準の概念整理について

方針

- 「出口」の実効性確保策における「適正な賃金」の水準の判断基準の明確化に向け、既存の「CCUSレベル別年収」について、誘導的アプローチで用いる「目標値」及び規制的アプローチで用いる「基準値」の両面の判断基準として活用できるよう改定することを目指す。
- この際、「目標値」については、建設技能者に対し「支払うことを目指すべき水準」として設定することを基本とし、「基準値」については、建設技能者に対し「最低限支払われるべき水準」として設定することを基本とする。
- なお、コミットメント制度における「適正な賃金」の概念については、契約当事者間における自主的な取組として、個々の契約当事者において判断されることを原則とする。

適用イメージ	対応する実効性確保策	「適正な賃金」の水準
誘導的アプローチ ➡ 目標値	処遇優良事業者証の交付	・「支払うことを目指すべき水準」 (⇒「労務費の基準」によって確保されることとなる賃金の原資と対応する水準)
規制的アプローチ ➡ 基準値	技能者通報、 悪質事業者の公表 等	・「最低限支払われるべき水準」 (⇒地域別最低賃金の水準より高く、目標値より低い水準で設定)
	コミットメント制度	・「契約当事者が判断する水準」 (⇒当事者間で合意して定めた水準又は「最低限支払われるべき賃金の水準」等の活用)

法施行後、段階的に実施すべき内容

中長期的に 目指すべき将来像

<入口での対策

(入札契約段階での実効性確保)>

R7

法施行

12月

R8~

R9~

R11~

見積における労務費・
必要経費の明示

ガイドライン等の提示

各専門工事業団体等が標準見積書を作成・改訂
労務費等を明示した見積作成・保存を普及(※)

労務費の基準を
活用した見積を
商慣習化

(※)2次下請以降の小規模事業者・一人親方等も含む
(※)建築工事においては、まず労務費の内訳の明確化を実施

事業者の見える化

詳細検討

自主宣言制度の運用開始

制度の普及に向けた効果的施策の検討・
実施

国(建設Gメン)
による調査

通報等を踏まえて見積等を調査し、調査結果に応じて指導・監督

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

国・都道府県(許可行政庁)による調査

見積調査や通報等を踏まえ、法令違反が疑われる場合等に、調査・指導等

契約当事者による
コミットメントの活用

約款改正
(選択条項)

民間発注者・建設業者が任意で活用

技能者からの
情報提供制度の構築

実施に向けた役割分担とコスト負担のあり方の検討

システムの設計・構築

試行運用

悪質事業者の公表

法律上の根拠規定整理

国による公表開始

処遇優良事業者証
の活用

実施に向けた役割分担とコスト負担のあり方の検討

公共工事での先行検討状況を踏まえた簡易システムの設計・構築

- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

法施行後、段階的に実施すべき内容

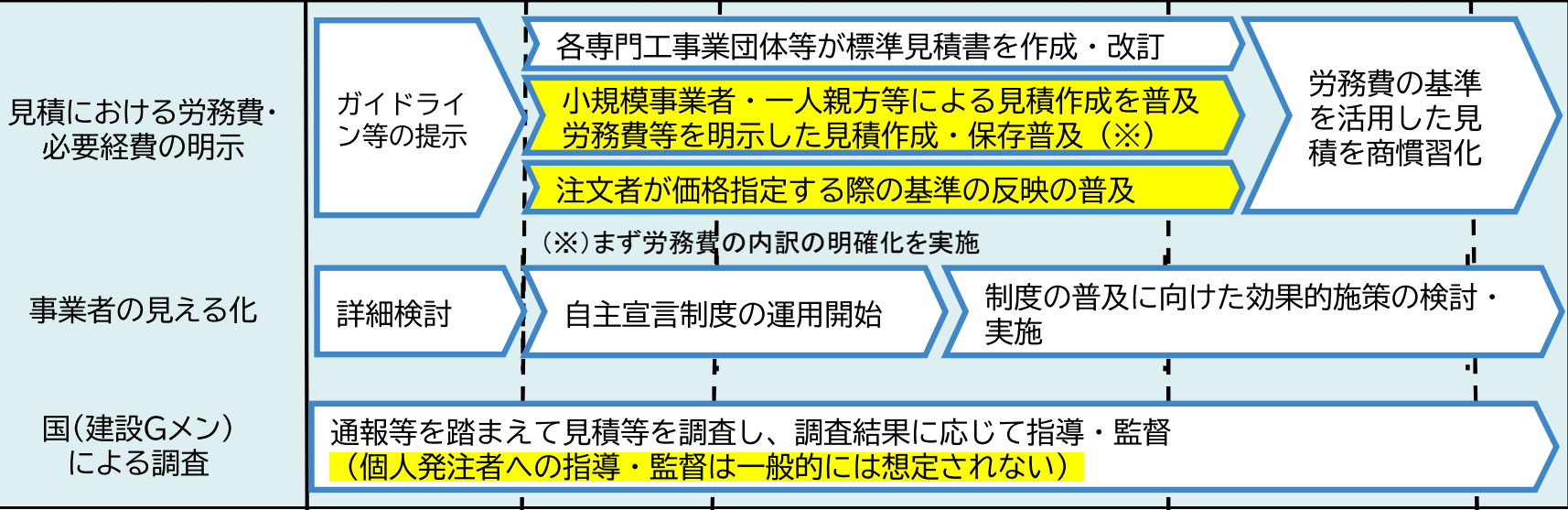
<入口での対策
(入札契約段階での実効性確保)>

R7 法施行
12月

R8~

R9~

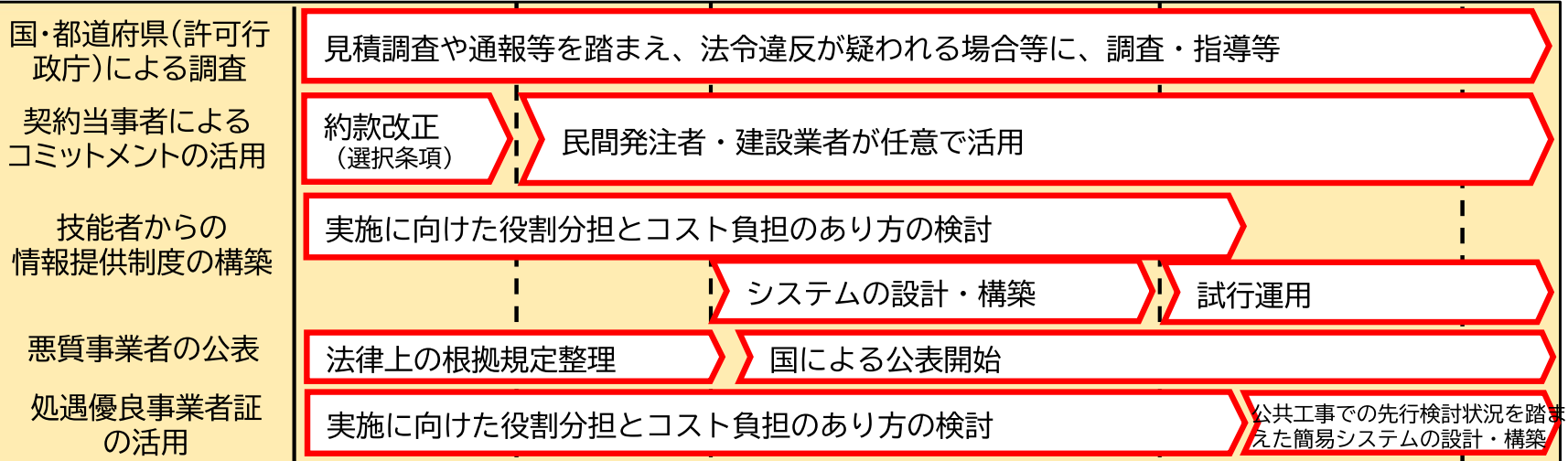
R11~



中長期的に
目指すべき将来像

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 個人注文者・元請等が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>



- 注文者は受注者に対して、労務費の基準を踏まえた適正な労務費を支払う。
- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金を支払う。
- 国・都道府県(許可行政庁)、第三者機関、契約当事者が役割を分担しながら、ITを活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認。
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上。

<入口での対策
(入札契約段階での実効性確保)>

法施行後、段階的に実施すべき内容				
	R7 法施行 12月	R8～	R9～	R11～
	入札参加者による入札金額内訳書の提出			
ガイドライン 等の提示	入札参加者は、労務費等を明示した内訳書の作成 発注者は、内訳書に記載された内訳を確認			
	(直轄土木) システムを活用して労務費の確認を開始 (※)			
	(※)建築工事については、対応したシステムが提供され次第、運用開始 (※)建築工事については、必要な労務費の内訳の明確化を実施		取組内容を順次自治体へ展開	
37ページ参照				
37ページ参照				
37ページ参照				

中長期的に
目指すべき将来像

<入札契約手続きにおける
労務費の可視化>
○入札参加者は、労務費の基準
を参考としつつ、自らの歩掛
に即した労務費を算出し、そ
れを明示した入札金額内訳
書を提出。
○発注者は、労務費についてダ
ンピングされていないかを
確認。
(上記のほかは、37ページ(民
間工事)と同様)

<出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

賃金・労働時間の確認	直轄土木で試行中。試行を踏まえて直轄土木で実施検討（受注者希望型⇒発注者指定型）（※）			
	（※）建築工事については、直轄土木の試行状況等を踏まえ、進め方を検討		取組内容を順次自治体へ展開	
	適切な事業者選定に向けたインセンティブを検討			
契約当事者による コミットメントの活用	約款改正 （選択条項）	公共発注者・建設会社が任意で活用		
技能者向からの 情報提供制度の構築	37ページ参照			
処遇優良事業者証 の活用	37ページ参照			

<賃金確認手法の確立>
○賃金確認方法は、国直轄工事
で試行後、他の発注者に対し
ても取組の普及を促進する。
○公共発注者は、適正な賃金を
支払う事業者を選定するた
め、証明書を踏まえ適切な事
業者を選定する。
(上記のほかは、37ページ(民
間工事)と同様)